

環境放射線測定器の貸出事業

刈谷市では、市民の方が身近な生活環境の放射線量を測定できるよう、環境放射線の簡易測定器の貸出しを実施しています。

事業の概要

【貸出機器】

シンチレーション式放射線測定器 PA-1000 (Radi) 堀場製作所製
※空間放射線量（ガンマ線）を簡易測定するための機器です。

食品、水、土壌など（ベクレル表示されるもの）の測定はできません。

【対象者】

次のいずれかに該当する人

- ①市内に住所を有する20歳以上の個人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

【使用料】

無料

【貸出の日・時間】

月曜日～金曜日（祝休日及び12月29日～1月3日の間を除く）

午前8時30分～午後4時30分

※貸出し単位は1日とし、日をまたぐ貸出しはできません。

多くの方にご利用いただくため予約は1回分とし、返却後に次回予約が可能となります。

【予約・貸出の手続き】

電話又は窓口で事前予約の上、当日、窓口で貸出し手続きを行ってください。

手続きの詳細は、裏面の「測定器の貸出手続きの流れ」をご覧ください。

【その他】

身近な生活環境の放射線測定にのみ用いてください。営利利用、譲渡・転貸、特定の個人・団体の利益や損害につながるような行為等をしないでください。

【問合せ先】刈谷市役所 環境推進課 環境保全係

電話：0566-62-1017（環境推進課直通）

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



（キー坊）

（表面）

測定器の貸出手続きの流れ

① 予約

- ◆電話（62-1017）又は環境推進課窓口で予約してください。
- ◆住所、氏名（法人等の場合は事業者名及び代表者名など）、電話番号、希望日等をお伝えください。
- ◆使用日の30日前から予約可能です。

② 貸出

- ◆当日、環境推進課窓口にて貸出手続きを行ってください。下記書類をご用意願います。
- 【個人の場合】
- ◎運転免許証、健康保険証その他本人であることを証明できる書類。
- 【個人事業所又は法人の場合】 下記①・②の両方
- ①市内で事業を営む個人または法人で、かつ、その代表者であることがわかる書類。
※手続きは、窓口に来た方の名前で行います。本来の代表者（社長等）本人以外が手続きする場合、代理権限を証明する書類（代表者の委任状等）を添付してください。
 - ②運転免許証、健康保険証その他本人であることを証明できる書類。
- ◆使用方法、注意事項等についてご説明し、書面にご署名いただいた上で、測定器をお渡しいたします。

③ 測定

【主な留意点】

- ◆測定器は刈谷市内で使用してください。
- ◆他者が管理する土地や施設内で測定する場合は、必ず事前に承諾を得てください。
- ◆測定器は精密器械であり、高価でかつ再購入に時間がかかります。水・高温・衝撃・磁気を避けるなど取扱いには十分気をつけてください。
- ◆その他、使用に関する注意事項を必ず遵守してください。

④ 返却

- ◆貸出時間は厳守してください（貸出し当日の午後4時30分までに返却）。
- ◆返却後、破損・汚損の状況や正常作動することの確認をします。
- ◆必要に応じ、測定結果の提出をお願いすることがあります。